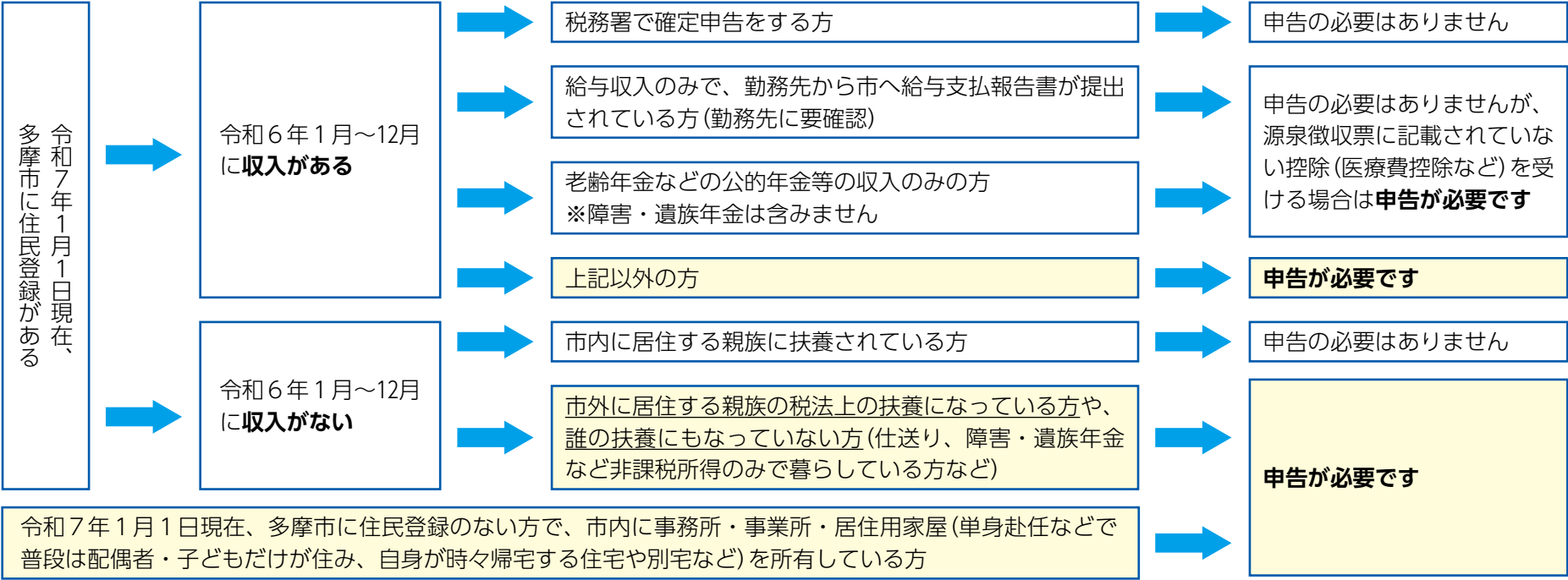


2月17日(月)から住民税(市民税・都民税)の申告受け付けが始まります！

1009622課税課 ☎(338)6821

できるだけ郵送での提出にご協力ください

あなたは住民税(市民税・都民税)の申告が必要ですか？(一般的な例です。当てはまらない場合もあります)



ご注意ください

申告が必要な方が申告をしない場合、課税(非課税)証明書の発行ができない他、各種軽減・給付金審査などができなくなります。また申告が遅れると、1回あたりの納付額が増える場合があります。必ず受付期間内に手続きをしてください。

申告の方法

郵送での申告にご協力をお願いします

郵送での申告

申告書に必要事項を記入し、添付書類を同封してお送りください。記入方法が分からず、記入していない項目がある場合でも、必要な添付書類が揃っていれば受け付けますが、書類が不足していると控除などが認められない場合があります。

郵送で提出し、申告の受付書の返却が必要な方は、必要代金分の切手を貼った返信用封筒を同封してください。

送付先 〒206-8666 課税課 市民税係

市役所での申告

受付期間	受付時間	場所
2/17(月)～3/17(月) ※土・日曜日、祝日を除く 〔3/2(日)は開場〕	9:00～16:00 ※受付時間 厳守	市役所西第1～3会議室

※駐車台数に限りあり
※聖蹟桜ヶ丘駅・多摩センター駅各出張所では受け付け不可

令和7年度課税(非課税)証明書の発行および課税対象者への税額等通知書の郵送開始は6月上旬の予定です

◀ 11・12面で一つの記事になっています。保管する方は切り取ってください

申告時に添付または提示が必要なもの



所得控除などの詳細は、公式ホームページ参照▶

必要書類	対象者	必要書類の詳細	郵送の場合	
住民税申告書	申告するすべての方	前年度に住民税(市民税・都民税)の申告書を提出した方へ2月3日(月)に発送しました。 今回、申告書が必要な方は課税課へ連絡してください(申告会場でも配布します)	原本★	
前年中の収入が分かる書類	給与・公的年金などの収入のある方	源泉徴収票、給与支払証明書など	写し可	
	上記以外の収入のある方	収入や必要経費を確認できる支払調書や帳簿書類など	写し可	
各種控除に関する書類	医療費控除を受ける方		医療費の領収書に基づいて作成した明細書 ※医療費通知(医療費のお知らせなど)の原本を添付すると明細の記入を一部省略可	写し可
	セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)を受ける方		健康保持増進の取り組み内容と、対象医薬品購入費の明細書	写し可
	を社会保険料控除(▲)を受ける方	国民年金保険料	日本年金機構が発行する控除証明書	原本★
		・国民健康保険税 ・後期高齢者医療保険料 ・介護保険料	添付義務はありませんが、金額が確認できるものがあれば持参	写し可
		・生命保険料控除(▲)を受ける方 ・地震保険料控除(▲)を受ける方	保険会社が発行する控除証明書	写し可
	障害者控除を受ける方		障害者手帳(障がいの等級・交付年月日が記載されているページ)または高齢者の障害者控除対象者認定書(市役所高齢支援課で発行)	写し可
	雑損控除を受ける方		被災証明、盗難証明、災害関連支出の領収書など	写し可
	寄附金税額控除を受ける方		寄附金の受領書(寄附した団体などから交付されたもの)	写し可
	扶養控除(国外に居住する親族を扶養する場合)を受ける方		親族関係書類と送金関係書類、被扶養者が留学生である場合は、留学ビザ関係の書類など ※外国語で作成されたものは日本語の翻訳文も必要	写し可
その他の控除を受ける方		その控除に該当することを証明する書類	写し可	
個人番号(マイナンバー)確認書類	申告するすべての方	マイナンバーカード・通知カード・個人番号が記載された住民票など ※申告には個人番号の記載と提示が必要 ※扶養控除を申告する場合は、被扶養者の個人番号確認書類が必要	写し	
本人確認書類	本人が申告する場合	マイナンバーカード、運転免許証など。書類の種類により1～2点での確認が必要	写し	
代理人選任届(委任状)	※代理人が申告する場合	委任者の本人確認書類を除いた必要書類を要持参(代理人の本人確認書類は郵送では写し)	原本★	

▲＝源泉徴収票に記載がある分については不要 ★＝原本は原則返却不可。返却希望の場合、要問い合わせ